

口座管理法(2024.04.01 施行)について

口座管理法の施行（2024年4月1日より）に伴い、個人（個人事業主を含む）のお客さまが預貯金口座を開設する場合、当金庫の口座について個人番号（マイナンバー）を利用して預貯金口座の管理を行うかについてお伺いいたします。

※ 口座管理法 自金融機関口座への付番

お客さま 各位

青梅信用金庫

預貯金口座付番手続について

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）に基づく預貯金口座付番手続の際は、以下の点について、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客さまに対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

2. 預貯金口座付番の趣旨について

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

・ 預貯金者の個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続において預貯金者の預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。

3. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

本申込を行うお客さま名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。

4. 最新の個人情報の提供について

本申込時、お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。金融機関に届け出されている情報が最新でない場合は、**届出情報の変更手続等**を行っていただく必要があります。

5. 個人情報の利用目的について

本申込により提出された個人情報の利用目的については、以下の「個人番号の利用目的について」をご参照ください。

6. 預貯金口座付番の結果通知について

金融機関の窓口でのお客さまへのご説明をもって結果通知とみなします。

必要書類・確認事項等

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意（上記項番2への承諾）	預貯金口座付番申込書
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類 ^{※1}
個人番号	個人番号が確認できる書類 ^{※2}

※1：顔写真付きの公的書類による本人確認（1点で確認可能）または、顔写真のない公的書類による本人確認（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については申込時にお問い合わせください。

※2：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

よくあるご質問について

Q マイナンバーカードを失くしたり盗まれたりしたら、マイナンバーで管理する口座情報が悪用されないか心配だわ。

大丈夫！

マイナンバーカードに、口座情報が登録されることはありません。もしカードの紛失・盗難にあった場合でも、本人以外は利用できないし、24時間365日、マイナンバー総合フリーダイヤルでカードの一時利用停止を受け付けているよ。

となりを見てね！

Q 自分が持っている複数の金融機関の口座を一度にマイナンバーで管理できるようになるということだけけど、住所の更新が出来ていないとどうなるの？

金融機関に届け出している住所等の更新が出来ていないと、本人の口座だと認識されずに、マイナンバーでの管理が出来ないよ。住所等の更新は実施してから、本制度の申請をしてね。

口座管理法

マイナンバーを用いて預貯金口座を管理する制度について

- 本人同意を前提とし、今後、金融機関及びマイナンバーから、一度に複数の預貯金口座への付番が行えるようになります。
- マイナンバーにて預貯金口座を管理した後は、相続時又は災害時に、預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報等の提供を受けることができます。

付番を行うことによるメリットについて

相続時又は災害時の手続が楽になります（詳細は、ウラ面をご覧ください）。

本件についてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** マイナンバー

受付時間 平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30 (年末年始を除く)

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等 **050-3818-1250**
その他のお問合せ **050-3816-9405**

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等対応のフリーダイヤル

This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish, Portuguese, etc.

マイナンバー制度について **0120-0178-26**
Inquiries about the Social Security and Tax Number System.

マイナンバーカード等 **0120-0178-27**
Inquiries about Individual Number Card, etc.

令和6年度
未填開始

口座管理法制度

こうざかんりほうせいで

相続時や災害時の手続が楽になる

金融機関とマイナポータルから
申請できるようになります！

って知っていますか？

どう利用するの？

メリットって？



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

デジタル庁

令和6年度
未填開始

口座管理法により実現が可能なこと(メリット)

口座管理法制度により、一度に複数の預貯金口座をマイナンバーで管理できるようになります。この申込を「付番の申出」と言います。マイナンバーにて預貯金口座を管理した後は、相続時又は災害時に、預貯金口座の所在を特定し、その預貯金口座に関する情報等の提供を受けることができます。

どんなメリットがあるんだろう



	対象者	課題	口座管理法制度のメリット(課題解決)	
付番の申出	預貯金口座を複数の金融機関にて開設している方	複数の金融機関に対して、申込をしなければならない	一度に複数の金融機関に対して、申し込み可能になる	預貯金者 申込の手間等を削減できる
相続時口座照会	ご自身の相続に備えたい方(被相続人)	相続人は被相続人の口座情報が分からない	マイナンバー123456789012 被相続人の口座情報 相続人が被相続人の口座情報を把握可能になる	相続人 相続財産調査のための手間等を削減できる 口座の把握漏れを減らし、より確実な資産相続ができる
災害時口座照会	取引金融機関の支店がない地域に避難した方や災害で通帳・キャッシュカードを紛失した方等(被災者)	通帳・キャッシュカードが手許に無い 避難地等で現金が引き出しできない	マイナンバー123456789012 避難先にある金融機関が口座情報を確認し、現金が引き出し可能になる	被災者 災害時に自身の口座を特定し、より円滑な現金確保ができる

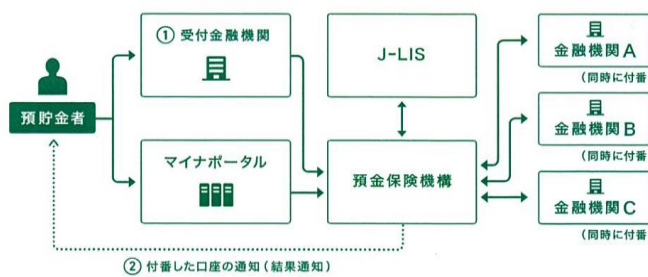
令和6年度
未填開始

「付番の申出」方法

金融機関とマイナポータルから申請できるようになります！

「付番の申出」では、口座をお持ちの複数の金融機関に対して一度に申請をすることができます。この仕組みのイメージは右記のとおりで、預金保険機構や地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を経由して必要な情報の連携を行います。

他金融機関の口座を含めて付番の申出をする流れ



① 口座をお持ちである金融機関のうちの、任意の1つの金融機関 ② マイナポータルからの申請の場合は、マイナポータルから結果通知を実施

預金保険機構とは？

預金者の保護を主な目的として設立された認可法人です。口座管理法制度では、マイナンバーが正しいかの確認や、必要な情報の連携等を行います。

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)とは？

住民基本台帳ネットワークシステムの運営等を行っている法人です。口座管理法制度では、預金保険機構へのマイナンバーの提供等を行います。

個人番号の利用目的について

お客さま 各位

東京都青梅市勝沼三丁目6-5番地
青梅信用金庫

当金庫は、社会保障・税および口座管理法の事務手続きにおいて個人番号(マイナンバー)を下記に掲げる利用目的(事務)に必要な範囲内で個人番号を利用いたします。

個人番号の利用目的

- ① 出資配当金の支払いに関する法定書類作成・提供事務のため
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑤ 報酬、料金、契約金等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 不動産取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑦ 預金口座付番に関する事務のため

なお、個人番号は本人の同意があったとしても、例外（災害時・生命の保護等）として認められている場合を除き、上記の利用目的を超えて利用はいたしません。

以上